

立教大学体育会ソフトテニス部 紫庭会 (OB・OG会) 会則 (案)

施行 1972年4月1日

改正 1998年3月7日

〃 2005年3月5日

〃 2007年3月3日

〃 2008年3月23日

〃 2009年3月21日

〃 2012年3月25日

〃 2013年3月24日

〃 2014年3月16日

〃 2015年3月22日

〃 2016年3月20日

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は立教大学体育会ソフトテニス部紫庭会 (OB・OG会) と称する。

(所在地)

第2条 本会の本部を立教大学体育会ソフトテニス部内に定める。

(目的)

第3条 本会は OB・OG 会員相互の親睦をはかり、立教大学ソフトテニス部の強化・発展・指導に努めることを目的とする。

(活動)

第4条 本会はその目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 現役学生に対する支援
2. 本会は東京都ソフトテニス連盟登録、紫庭会として大会に参加する。
3. その他、本会の目的達成上必要な活動

第二章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は立教大学体育会ソフトテニス部の OB・OG とする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員として不適格と認められた者は、幹事会の請求・総会の議決によりその資格を失うものとする。

第三章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 会長 | 一名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 幹事長 | 一名 |
| (4) 幹事 | 原則、卒業年次一名 |
| (5) 会計 | 一名 |
| (6) 会計監事 | 二名 |

(その他役員)

第8条 必要に応じ別途役員を置くことができる。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 立教大学体育会 OB クラブ委員 | 二名 |
| (2) 立教大学ソフトテニス部監督 | 一名 |
| (3) 上記 総監督・助監督・コーチ | 若干名 |
| (4) 相談役・顧問・参与 | 若干名 |

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、次の通りとする。

- (1) 会長は会員相互の推薦により選出、総会の承認を得る。
- (2) 副会長・幹事長・幹事・会計・会計監事は会長の推薦により、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は代理をなす。
- (3) 幹事長は会務を司る。
- (4) 幹事は幹事会のもと、会務の執行を本務とする。
- (5) 会計は会計事務処理を総轄する。
- (6) 会計監事は本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は総会承認後二年間とする。但しその再任は妨げない。

第四章 会議

(総会)

第12条 総会は次の通りとする。

- (1) 総会は会長が招集し、その議長を務める。
- (2) 総会は年一回開催し、会則・役員人事・活動・予算・決算その他重要事項を議決する。
- (3) 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、同数の場合は議長が決することとする。

(幹事会)

第13条 幹事会は次の通りとする。

- (1) 定例幹事会を毎月第二水曜日とし、これを二水会と称する。
- (2) 会則変更・役員改選・活動計画、収支確認その他重要事項を発議する。

(臨時総会・臨時幹事会)

第14条 臨時総会・臨時幹事会は必要に応じ、会長・幹事長がこれを招集する。

第五章 委員会

(委員会)

第15条 委員会は次の通りとする。

- (1) 本会が第3条の目的を達成するため、幹事会の発議を経て委員会設置が出来る。
- (2) 委員会の名称は、組織その他必要事項は幹事会において別途定める。

第六章 会計

(収入)

第16条 本会は会員の会費・寄付金・その他の収入をもって活動経費とする。

(会費)

第17条 本会の会費は次の通りとする。

- (1) 年会費を年額10,000円とする。ただし、卒業後5年間は5,000円で可とする。
- (2) 活動参加費 各活動内容によりに定める。
- (3) 会員の会費納入は2月末日とする。
- (4) 一旦入金した会費は返還しない。

(予算)

第18条 本会の予算は第3条の目的を達成するために毎年総会に於いて決定する。

- (1) 第2条の目的の円滑な遂行のために予算の中に渉外費を設定する。

第19条 第18条で決定した予算は、会計年度終了直後に開催される総会で決算の承認を得なければならぬ。

第20条 予算の執行に当たり別途定める紫庭会会計処理細則に基づいて処理するものとする。

(会計年度)

第21条 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第七章 細則

附則 本会則は2016総会決議により、同年1月1日より施行する。

女子会員については、2014年の総会決議により暫時現行通りとする。

立教大学体育会ソフトテニス部 紫庭会 (OB・OG会) 会計処理細則

施行 2016年3月20日

第一章 (目的)

第一条 本会計細則は本会の予算執行に於いて、一般に公正と認められる会計原則に則り、適切に会計処理が実施されることを目的として制定する。

第二章 (会計処理原則)

第二条 会計処理に当たり、処理の効率化・事故防止・透明性の確保を目的としてキャッシュレス化を図る。

第三条 会計帳票書類の確実な保存を目的としてデジタル媒体による保存を図る。会計帳票は電子媒体を経由した処理を実施する。

第三章 (交通費支払基準)

第四条 監督等及び現役部員 (以下現役という。) に対して支給する交通費については、次の基準により支給する。

(1) 公共交通機関の利用

100⁺メートル以上は特急列車の使用を可とする。(グリーン車は不可)

500⁺メートル以上は航空機の使用を可とする。

(2) 自家用自動車の利用

1リッター当たりのガソリン代を幹事会にて定めて適応する。なお、1リッター当たりの走行距離は8⁺メートルとする。(ガソリン代の検討は毎年3月・9月に実施)

第四章 (現役費用の立替金の貸付)

第五条 本会は現役学生が費用の前払いを必要とする場合には、幹事会 (以下二水会という。) への申請を前提として一時的な資金の貸し付けをすることができる。

なお、この場合に於いても現役会計責任者の郵貯口座と間で資金のやり取りをする。また、その都度、現役の会計帳簿が適正作成されているかを確認する。

一時的な貸し付けには利息の付利は行わない。

第五章 (予備費及び繰越金の使用)

第六条 予算案にある予備費については二水会の於いて協議の上会長の承認をもってその使用を可能とする。

第七条 特別の事情により繰越金を使用する必要がある場合には二水会ので協議の上会長の承認をもってその使用を可能とする。なお、次年度の総会にてその使用の妥当性について別途決議により最終承認を得ることとする。